8 試験について

定期試験期間は、年度によってやや異なるが、おおよそ学期末試験を７月中旬から下旬にかけて、学年末試験を１月中旬から下旬にかけて各々実施する。

なお、授業科目によっては、この期間外に実施するものもある。定期試験の時間割は１～２週間前に掲示によって発表する。

１．試験実施時間

時　限	試　験　時　間	備　　考
第 1 時 限	9 ：00 ～ 10：30	**〈60分で試験を行う授業科目〉** 総合基礎科目（外国語科目及びスポーツ・健康科学科目） **〈90分で試験を行う授業科目〉** 専門科目 総合基礎科目（外国語科目及びスポーツ・健康科学科目以外） 教職に関する科目・博物館に関する科目 **〈90分又は120分で試験を行う授業科目〉** 法科大学院科目
第 2 時 限	10：50 ～ 12：20	
第 3 時 限	13：10 ～ 14：40	
第 4 時 限	15：00 ～ 16：30	
第 5 時 限	16：50 ～ 18：20	
第 6 時 限	18：40 ～ 20：10	

※気象に関する警報が発表された場合、自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合の措置については、授業と同様の扱いとする（「5　休講について」参照）。

２．受験上の注意

(1) 履修登録した授業科目でなければ受験することはできない。
(2) 科目によっては、平常の授業と試験の曜日・時限・教室が異なる場合や、他の科目と合同で試験を実施する場合があるので注意すること。
(3) 受験の際には、必ず学生証を携帯し、試験時間中は常に机上に呈示しておかなければならない。
(4) 学生証を携帯しない者は、いかなる事情があっても受験できない。
学生証を忘失した者に対しては、特別に発行する「仮学生証（学内試験用）」（学生センター教務課で発行）を持参、呈示した場合に限り、受験を許可する。
(5) 試験場における座席は、番号札もしくは本学備付六法の番号によって指定する場合がある。
その場合、学生は入室時に必ず番号札もしくは本学備付六法を受け取り、指定された席に座らなければならない。また、番号札もしくは本学備付六法は監督者の指示に従い必ず返却しなければならない。
(6) 試験教室に入室する際、携帯電話・スマートフォン等の通信機能を備えた機器については、持ち込みが許可されている場合を除き、必ず電源を切ってバッグ等の中にしまうこと。
(7) 着席後は、私語を慎み、筆記具その他あらかじめ許可されたもの以外を机上に置いてはならない。
(8) 試験教室に入室した後、手洗い等のために一時退室することは一切認められない。
(9) 試験開始後20分以上遅刻した者は受験を認めない。
また、試験開始後30分を経過するまでは、試験場からの退出を許可しない。
(10) 解答用紙には、最初にボールペンもしくは万年筆で学籍番号、氏名等所要事項を記入し、退出の際には、教卓、教壇等指示された場所に必ず提出しなければならない。解答を断念した場合も同様である。
(11) この他、学生は、試験場においては、監督者の指示に従わなければならない。

3．不正行為

次の行為はこれを不正行為として学則第67条に基づき懲戒を加える。
不正行為があった場合には、訓告、停学又は退学とし、履修単位の無効措置の処分を行う。

(1) 番号札もしくは本学備付六法を交換したり、これに応じたりすること。
また、不正使用の目的をもって故意に番号札もしくは本学備付六法を持ち帰ること。
(2) 持ち込みを許可されていないノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を参照すること。
(3) 持ち込みを許可された六法、辞書等に不正行為を目的としてあらかじめ書き込みをすること。
(4) 試験時間中にノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を貸借すること。
(5) 代理受験を依頼すること。及び代理受験をすること。
(6) 他人の答案をのぞき見て写したり、自己の答案を写させたりすること。
(7) 私語をすること。
(8) 試験監督者の指示に従わないこと。
(9) 以上の不正行為に類する行為をすること。

9 追試験について

やむを得ない事情によって所定の日に試験を受けられなかった者で、所定の期日までに以下に示す詳細な理由を具して願い出た者に対し、研究科委員会の議を経て追試験を許可する場合がある。

1．出願期間

(1) 試験時間割が掲示された日から試験期間最終日の３日後まで
（ただし、この「３日」には、土曜日・日曜日・祝日は含まない）
(2) 手続時間は次のとおり

曜　日	手　続　時　間
月～金曜日	8：50 ～ 16：00
土　曜　日	8：50 ～ 12：00
日曜日・祝日	閉室（ただし、８月は土曜日も閉室）

2．追試験対象科目

(1) 学期末試験の追試験については、第１学期終了科目及び通年科目
(2) 学年末試験の追試験については、第２学期終了科目及び通年科目
(3) 掲示による事前周知のない試験科目は対象外とする。